

虐待防止マニュアル

株式会社 Fantasia

放課後等デイサービス ビーミング

(目的)

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社 Fantasia が運営する放課後等デイサービスの施設（以下「事業所」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

「虐待」とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、傷みをあたる行為。正当な理由なく 身体を拘束すること 【具体例】 ・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁にたたきつける・つねる ・髪、耳、鼻などを強く引っ張る ・おやつ等を与えない ・引きずる、衣服をつかんで強制する など
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意をしているように見えても、本心からの 同意かどうかを見極める必要がある） 【具体例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する ・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する など
心理的虐待	脅しや脅迫、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること 【具体例】 ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない

	・差別的に扱う・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する ・失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる など
放棄・放任(ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障害者の生活環境や身体・精神的 状態を悪化、又は不当に保持しないこと 【具体例】 ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い ・ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪化している ・必要な福祉サービスを受けさせない ・病気やケガをしても受診させない など
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使う、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること 【具体例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない など

(虐待防止に関する組織的体制)

株式会社 Fantasia における虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会等について「権利擁護委員会」において対応する。

虐待防止については「権利擁護委員会」において検討するが、必要により臨時権利擁護委員会(一部メンバーのみ)を開催し、虐待防止等についての検討を行う。

委員会の構成員（株式会社 Fantasia）

(1) 管理者 (2)保育士及び児童指導員

委員会の設置

- ・年に2回以上の開催
- ・必要時は随時開催

(虐待における施設としての役割)

児童虐待防止法第5条には「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止における体制の整備

- ・責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を設置する事業所の管理者とする
- ・事業所の管理者等を委員とする権利擁護委員会を設置し、代表が必要と認めた場合、これを招集し開催する
- ・虐待防止チェックリストを活用し、利用者に対する支援の適否等について振り返りを行う

② 虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて、育児不安を和らげ助言・援助を行う
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する

③ 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、変化を見逃さないようにする
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止対応責任者へ報告する
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を行い、情報の共有をする

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・虐待防止対応責任者と役割分担をし、チームとして対応する
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる
- ・気持ちや思いを充分に受け止め、子どもが愛されているという実感が持てるように関わる
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる
- ・子どもの安全を最優先に考え、見守りの中でかすかな変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する

【保護者への対応】

- ・子育ての不安、悩み等について、共に考え気づきを援助する
- ・追及や非難をせず、追い詰めたりしない
- ・できるだけ、接触の機会を多くするように心がける
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく（施設職員が留意すべき事項）

① 職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること

- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場にたった言動をこころがけること
 - ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを認識すること
- ② 基本的心構え ・利用者との人間関係ができていると、思いこまないこと
- ・利用者が職員の言動に対して虐待との意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
 - ・虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと
 - ・虐待と思われる言動等が職員にあった場合には、「権利擁護委員会」に報告する等の措置を講ずること（発見・通報）
 - ・虐待に気が付いた職員は、まずは虐待を受けている利用者の安全を最優先すること
 - ・虐待の状況、利用者の様子を確認すること
 - ・関係機関に連絡し、対応について協議する（虐待でないと認識できるまでは虐待事案として対応する）
 - ・情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体で対応していく

（権利擁護の促進・虐待防止理解のための職員研修に関する基本方針）

利用者支援に携わる全職員に対し、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止のため、利用者ごとの特性を日々の状況から十分に理解し、虐待が発生するリスクを検討し、そのリスクを除くための職員理解を深める。

定期研修の実施：年1回以上、全職員（パート、アルバイト含む）を対象とした身体拘束適正化・虐待防止に関する研修を実施する。また新規採用職員に対しては採用時に必ず本マニュアルの研修を実施する。

（早期発見と発生時の対応フロー）

1. 家庭内等での虐待が疑われる場合（早期発見）

児童の身体あざ、衣服の汚れ、不自然な怯え、保護者の拒絶的態度などから虐待が疑われる場合、直ちに以下のフローで対応する。

1. 児童の様子を詳細に観察・記録（写真等の証拠保存）。
2. 児発管・管理者へ速やかに報告（独断で保護者を問い詰めない）。
3. 児童相談所または市町村の障害福祉窓口へ、通報・相談を行う（確証がなくても「疑い」の段階で行う）。

2. 施設内での虐待が発生・または疑われる場合

職員が他の職員の不適切・虐待行為を発見した場合、またはその兆候を察知した場合は以下の手順を厳守する。

【ステップ 1】児童の安全確保（最優先）

- 対象児童を虐待行為者から直ちに引き離し、安全な場所へ移動させ、心身のケアを行う。

【ステップ 2】管理者への報告

- 発見者は速やかに管理者または児発管へ事実を報告する。

【ステップ 3】自治体等への通報義務（障害者虐待防止法第 16 条に基づく）

- 管理者は、事実確認の有無に関わらず、虐待の疑いがある場合は速やかに児童相談所、市町村（障害福祉課）および都道府県に通報しなければならない。

【ステップ 4】保護者への説明と謝罪

- 自治体と連携のうえ、事実関係を保護者へ誠実に説明し、謝罪を行う。

【ステップ 5】再発防止策の策定と公表

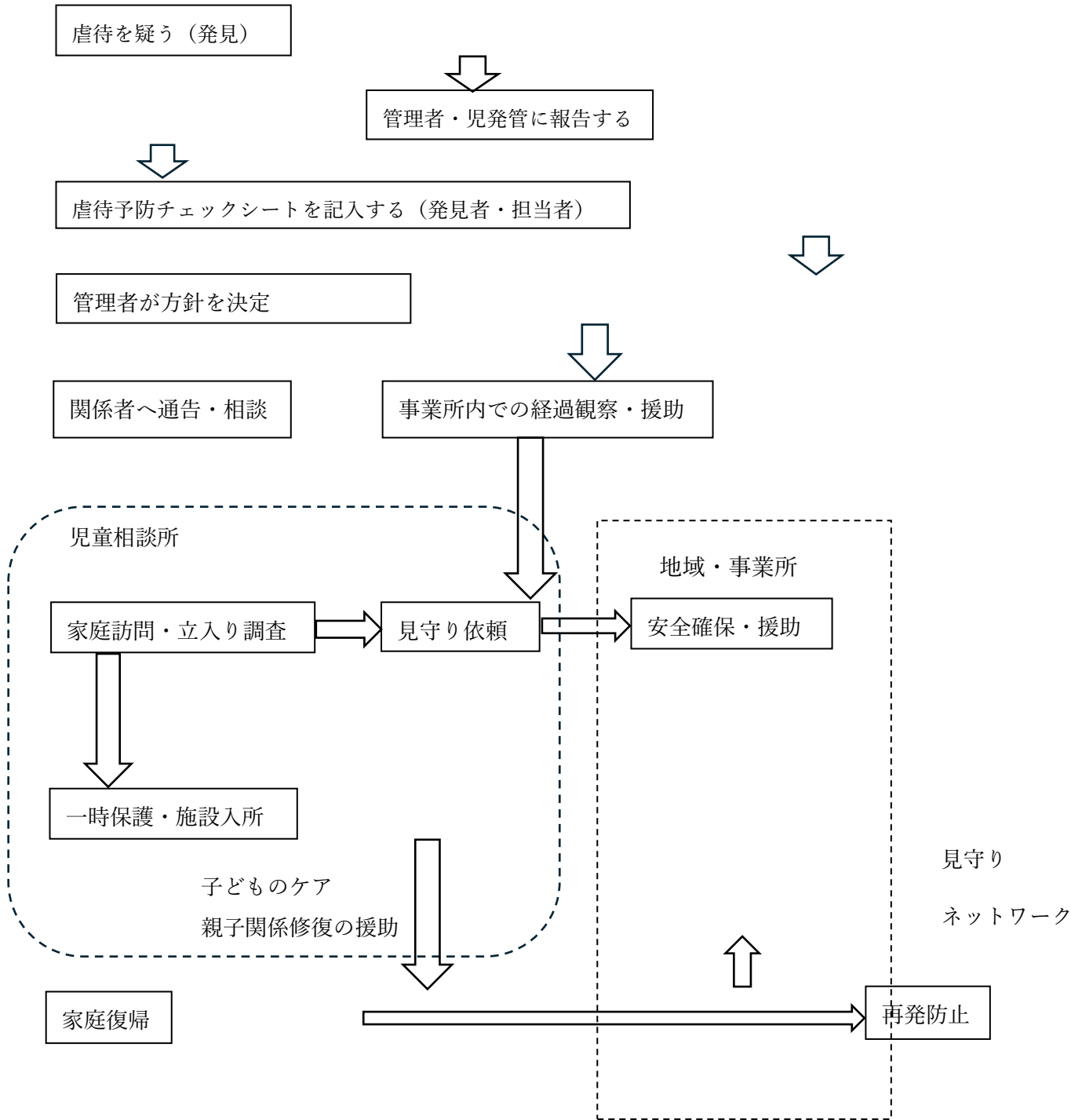
- 原因を徹底的に究明し、虐待防止委員会にて再発防止策を策定・実施する。

【相談・通報窓口一覧】

職員および保護者がいつでも相談・通報できるよう、以下の窓口を事業所内に掲示する。

- 事業所内窓口：虐待防止責任者（役職：管理者/ 氏名：小林靖明）
- 市町村障害福祉窓口：小田原市 障害福祉課（TEL：0465-33-1467）
 - ：二宮町 福祉・障がい支援班課（TEL：0463-75-9289）
 - ：大井町 健康福祉課（TEL：0465-83-8024）
 - ：開成町 福祉介護課（TEL：0465-84-0316）
- 児童相談所：小田原児童相談所（TEL：0465-46-6763 / 全国共通ダイヤル：189）

【発見時フローチャート】



虐待予防チェックシート（家庭）

記録日： 年 月 日

記録者： _____

対象者名： _____

区分	チェック項目	状況
来所時の様子	子ども	☐ 怪我（あざ、傷、こぶ、その他） ☐ 表情（ぐずる、元気がない、暗い等） ☐ 衛生面（体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ） ☐ 保護者を怖がっている様子
	保護者	☐ 子どもと外傷等の状況と説明が不一致 ☐ 頻繁に遅刻する（事前連絡の有無等） ☐ 忘れ物が多い
遊びと生活の様子	子ども	☐ 食事（がつがつ食べる、飲み込み等） ☐ 表情（ぼーっとしている、無表情） ☐ オムツ交換、衣服の着脱時に問題行動 ☐ 友人関係（攻撃的、言葉遣い等） ☐ 遊びの中での様子（人や物への独占欲） ☐ 体調不良 ☐ 徘徊する
送迎時の様子	子ども	☐ 保護者を見る表情、会話に違和感 ☐ 保護者と再会した時の態度の変化
	保護者	☐ 拒否的な態度が見られる ☐ 保育者を避ける ☐ 子どもを叱る、罵る
その他	その他の情報	☐ 家族の様子（母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他に不和、対立等） ☐ 経済状況（著しく不安定） ☐ 就労状況（常勤・パート、その他） ☐ 住まいの様子（不自然な転勤等） ☐ いつもと違う様子（身だしなみの乱れ）
備考	対応	

管理者		児発管	
-----	--	-----	--

虐待確認チェックシート（職員）

記録日： 年 月 日

記録者： _____

対象者名： _____

☐ 明確な虐待があった	☐ 虐待の疑いがある	☐ 予防的措置
------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

区分	チェック項目		状況
来所時の様子	子ども	☐ 怪我（あざ、傷、こぶ、その他） ☐ 表情（元気がない、暗い、怯え等） ☐ 職員を怖がっている様子 ☐ 特定の職員を怖がっている様子 ☐ 子どもと外傷等の状況と説明が不一致	
遊びと生活・送迎時の様子	子ども 職員	☐ 表情（ぼーっとしている、無表情） ☐ 遊びの中での様子（職員の様子を伺う等） ☐ 利用をしたがらない ☐ 体調不良 ☐ 拒否的な態度が見られる（乗車等） ☐ 職員を避ける ☐ 特定の職員を見る表情、会話に違和感 ☐ 特定の職員と再会した時の態度の変化 ☐ 子どもを叱る、罵る	
その他	その他の情報	☐ 子どもからの発信（当事者） ☐ 子どもからの発信（他児童） ☐ 職員間での会話の様子（特定の子どもに対しての拒否等） ☐ 二人きりになる場面があった	
備考	対応		

管理者		児発管	
-----	--	-----	--

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

当該指針は、利用者または利用者家族等が自由に閲覧できるように施設内に掲示すると共に事業所のホームページにも掲載する。

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

権利擁護・虐待防止等のための職員研修の他、都道府県社会福祉協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ることとする。

(附則) この指針は令和 6 年 7 月 1 日から施行する

(附則) この指針は令和 8 年 7 月 1 日から施行する